

1

# 設備投資をして生産性を高めたい!

～中小企業経営強化税制の創設～

～固定資産税特例の拡充～

利用できるのは

法人

個人事業主

法人税・所得税  
固定資産税



省力化のため、セルフレジ(複数台合計で約1,500万円)を導入したい! 何か使える支援策はないかしら?



## 経営力を向上させる設備を新規取得した場合、 即時償却または税額控除が選択適用できます!

セルフレジ(約1,500万円)の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または約150万円(取得価額の10%)\*を法人税から控除できます。

\*資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合は、約105万円(取得価額の7%)。



赤字の場合には、法人税の減税は使えないのよね…  
他に何か支援策はないかしら?

## 固定資産税の特例が使えます。経営力を向上させる設備を新規取得した場合、 固定資産税が3年間、2分の1になります!

セルフレジ(約1,500万円)の場合、3年間で約17万円\*の減税となります。

\*取得価額1,500万円、耐用年数5年、税率1.4%で計算。



### ポイント!

- ◆上記2つの措置の適用を受けるためには、**中小企業等経営強化法の認定が必要**です(詳しくは3ページを参照)。
- ◆平成29年度から、**対象設備が拡充**します。

今までは…

対象が機械装置等に限定

機械装置

(例)



金属加工機械



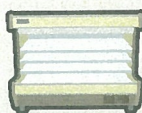
NC加工機

ココが変わる!

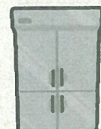
サービス業でも使いやすいよう、**器具備品**や**建物附属設備**などを対象に追加します。

器具備品

(例)



冷蔵庫陳列棚



業務用冷蔵庫



ルームエアコン

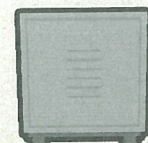


セルフレジ

建物附属設備



空調設備

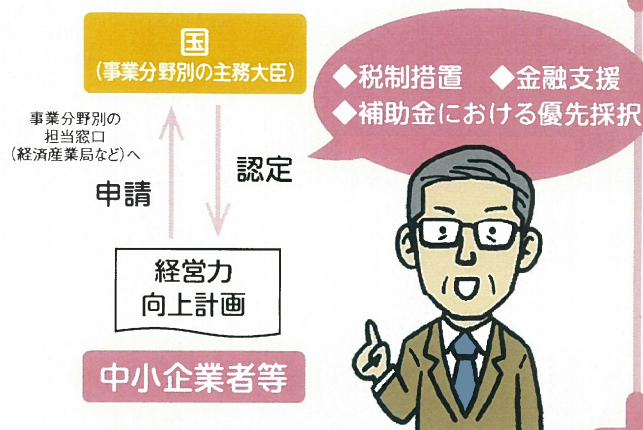


蓄電池設備



## 中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。



### 制度の詳細

#### ▶ 中小企業経営強化税制 (平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除<sup>\*1</sup>を選択適用することができます。

\*1 取得価額の10% (資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。

	生産性向上設備 (A類型・工業会証明)	収益力強化設備 (B類型・経産局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置 (160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品 (30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内)</li> <li>◆ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置 (160万円以上)</li> <li>◆工具 (30万円以上)</li> <li>◆器具備品 (30万円以上)</li> <li>◆建物附属設備 (60万円以上)</li> <li>◆ソフトウェア (70万円以上)</li> </ul>

#### ▶ 固定資産税の特例 (平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

	固定資産税の特例 (工業会証明)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
対象設備 <sup>*2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置 (160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品 (30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備 (償却資産として課税されるもの) (60万円以上/14年以内)</li> </ul>

\*2 平成29年度税制改正により対象に追加される設備 (測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備) については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都府県 (埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪) となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

注意: 上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認下さい。

### 中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制

#### ▶ 中小企業投資促進税制 (平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除<sup>\*3</sup>が選択適用できます。

#### ▶ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除<sup>\*3</sup>が選択適用できます。

\*3 資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。